

◆各都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築形態規制値の指定状況

都市計画区域の名称	指定した区域の範囲	法第52条第1項第8号に掲げる数値 (容積率)	法第53条第1項第6号に掲げる数値 (建ぺい率)	法第56条第1項第1号別表第3の5項に掲げる数値 (道路斜線制限の勾配)	法第56条第1項第2号二に掲げる数値 (隣地斜線制限の勾配)	指定年月日
佐賀都市計画区域	※佐賀市(旧大和町、旧川副町、旧諸富町)の建築形態規制値は、佐賀市のホームページを参照いただくか、直接佐賀市(建築指導課 0952-40-7170)にお問い合わせください。					
唐津都市計画区域 (平成24年3月30日区域変更※)	唐津市高島のうち高島漁港護岸と市道西原中原線起点との交点を起点とし、同市道を北東に進み市道高島四号線及び市道高島横断線との交点に至り、市道高島横断線を東に進み市道高島東原線との交点に至り、同市道を南に進み高島漁港護岸との交点に至り、同護岸の海沿いを西に進み起点に至る線で囲まれた区域、同市神集島のうち神集島漁港護岸と市道神集島火葬場線との交点を起点とし、同市道を北に進み市道神集島二号線との交点に至り、同市道を南西に進み市道神集島線との交点に至り、同市道を北西に進み神集島漁港護岸の海沿いと直近の交点に至り、同護岸の海沿いを北に進み起点に至る線で囲まれた区域、同市相賀のうち国道二〇四号と市道相賀五号線との交点を起点とし、同市道を東に進み市道相賀四号線との交点に至り、同市道を南に進み市道相賀九号線との交点に至り、同市道を東に進み市道相賀十号線との交点に至り、同市道を東に進み県営農道相賀・東山支線との交点に至り、同農道を南に進み市道相賀海岸線との交点に至り、同市道を西に進み市道相賀一号線との交点に至り、同市道を西に進み相賀漁港三号護岸の海沿いと直近の交点に至り、同護岸及び相賀漁港四号護岸を南西に進み国道二〇四号との交点に至り、同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域及び同市湊町のうち西郷川と国道二〇四号との交点を起点とし、同国道を南東に進み市道湊町方新海線との交点に至り、同市道を南に進み市道湊新海線との交点に至り、同市道を東に進み市道湊中学校線との交点に至り、同市道を北に進み市道湊塩田線との交点に至り、同市道を東に進み市道湊浜六号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道湊浜一号線に至り、同市道を南に進み鰯場川との交点に至り、鰯場川を北西に進み市道湊浜方線との交点に至り、同市道を南に進み市道湊岡一号線との交点に至り、同市道を西に進み市道湊町方線との交点に至り、同市道を北西に進み市道湊岡線との交点に至り、同市道を西に進み市道湊打上線との交点に至り、同市道を西に進み西郷川との交点に至り、西郷川を北に進み起点に至る線で囲まれた区域 呼子町大字呼子字尾ノ上、字彦ノ上、字長沙子、字坊山、字高尾及び字野中並びに大字殿ノ浦字吹上、字マツバ、字ヲカ、字殿ノ浦及び字松尾田の区域 相知町内の国道二〇三号と県道山崎・西相知停車場線との交点を起点とし、同県道を南に進みJR唐津線との交点に至り、JR唐津線を東に進み国道二〇三号との交点に至り、同国道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域 上記に掲げる区域以外の区域	20/10	7/10  6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行 旧唐津都市計画区域、 旧呼子都市計画区域、 旧相知都市計画区域内の区域  平成24年3月30日施行 唐津都市計画区域のうち唐津市北波多の区域
鳥栖基山都市計画区域 (令和5年5月1日容積率変更)	鳥栖市内の九州横断自動車道以北かつ鳥栖・筑紫野有料道路以西の区域(用途地域指定区域を除く。) 鳥栖市内の上記に掲げる区域以外の区域 基山町内の県道久留米基山筑紫野線以東及び基山グリーンパークを縦断する都市計画道路黒谷線と県道基山公園線及び県道基山平等寺筑紫野線に囲まれた区域(用途地域指定区域を除く。) 基山町内の上記に掲げる区域以外の区域	10/10 20/10 20/10 10/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行  令和5年5月1日施行 基山町内の区域の一部について容積率を変更
多久都市計画区域	多久市と小城町との境界と九州横断自動車道との交点から、同自動車道を西に進み国道二〇三号東多久バイパスとの交点に至り、同国道を西に進み蔵木多久有料道路との交点に至り、同有料道路を西に進み市道山犬原・立山線との交点に至り、同市道を北に進み県道岸川・筋原線との交点に至り、同県道を西に進み多久都市計画区域と同区域外との直近の境界との交点までの線以北の区域 上記に掲げる区域以外の区域	10/10 20/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行
伊万里都市計画区域	伊万里市波多津町大字辻字五本松、字柳谷、字浜新田、字大園、字獄、字永田、字野林、字高尾及び字小湯ノ浦の区域 上記に掲げる区域以外の区域	20/10	7/10 6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行

◆各都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築形態規制値の指定状況

都市計画区域の名称	指定した区域の範囲	法第52条第1項第8号に掲げる数値 (容積率)	法第53条第1項第6号に掲げる数値 (建ぺい率)	法第56条第1項第1号別表第3の5項に掲げる数値 (道路斜線制限の勾配)	法第56条第1項第2号二に掲げる数値 (隣地斜線制限の勾配)	指定年月日		
武雄都市計画区域 (平成24年3月30日区域変更※)	北方町大字大崎字八枝(一九三九番一、一九三九番二、一九三九番六七、一九三九番六八、一九三九番七二、一九三九番七三、一九六五番、一九六七番一、一九七八番を除く)、字岩ノ羽佐古(一八八八番一、一八八八番三、一九一〇番一、一九一〇番一九、一九一〇番六一を除く) 字永畑(一八五八番一、一八五八番六六を除く)の地域	20/10	7/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行 旧武雄都市計画区域内の区域 平成24年3月30日施行 武雄都市計画区域のうち山内町及び北方町の区域		
	上記に掲げる区域以外の区域		6/10					
鹿島都市計画区域	鹿島市浜町字協和箆及び大字音成字七浦新田の区域	10/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行		
	鹿島市浜町字北舟津、字町添、字番所、字松岡及び字町裏箆(用途地域指定区域を除く。)並びに古枝字堂園、字一本松及び字岩本の区域	20/10	7/10					
小城都市計画区域 (平成22年10月1日区域変更※)	小城内の九州横断自動車道以北の区域(小城町大字松尾字清水二二二二番から二二八二番三までの区域にあっては二二五五番三、二二五四番三、二二六一番二、二二六四番二、二二六五番二、二二七一番及び二二七〇番の区域に限る。)	10/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行 旧小城都市計画区域、 旧牛津都市計画区域内の区域		
	三日月町内の九州横断自動車道から以北の区域							
	小城町字北小路、字新小路、字東小路、字蛭子町、字下町、字中町及び字上町の区域並びに大字松尾字清水二二二二番から二二八二番三まで(二二五五番三、二二五四番三、二二六一番二、二二六四番二、二二六五番二、二二七一番及び二二七〇番を除く。)の区域						20/10	7/10
	牛津町大字牛津字津一及び字津二並びに大字柿樋瀬字江五角及び字江六角の区域							
三日月町久米字甘木二本一、二本二、二本八及び二本九	6/10							
嬉野都市計画区域	嬉野町大字吉田字血屋丁、字瓢箪丁、字大黒丁、字羽口丁、字上羽口丁及び字馬場頭丁の区域	20/10	7/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行		
	上記に掲げる区域以外の区域		6/10					
神埼都市計画区域 (平成26年5月1日区域変更※)	九州横断自動車道以北の区域	10/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行 旧神埼都市計画区域内の区域		
	J R長崎本線と馬場川との交点を起点とし、馬場川を南に進み国道三四号との交点に至り、同国道を南西に進み町道四丁目・千代田町堀線との交点に至り、同町道を南に進み町道四丁目小津ヶ里・本堀線との交点に至り、同町道を東に進み町道栄町住宅線との最遠の交点に至り、同町道を北に進み町道四丁目・七日町線との交点に至り、同町道を東に進み町道四丁目・二丁目線との交点に至り、同町道を南東に進み馬場川との交点に至り、馬場川を南東に進み町道権現堂橋・本堀線と国道三八五号との交点に至り、同国道を北に進み県道肥前神埼停車場線との交点に至り、さらに同国道を東に進み三本松川との交点に至り、三本松川を北に進みJ R長崎本線との交点に至り、J R長崎本線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道四丁目・七日町線(町道栄町住宅線との交点から町道四丁目・二丁目線の交点までの区間に限る。)の南側境界から南へ五十メートルの距離の区域、国道三八五号(三本松川との交点から県道肥前神埼停車場線との交点までの区間に限る。)の南側境界から南へ四十メートルの距離及び国道三八五号(県道肥前神埼停車場線との交点から町道権現堂橋・本堀線との交点までの区間に限る。)の東側境界から東へ四十メートルの距離の区域	20/10	7/10					
	上記に掲げる区域以外の区域						6/10	

◆各都市計画区域の用途地域の指定のない区域内の建築形態規制値の指定状況

都市計画区域の名称	指定した区域の範囲	法第52条第1項第8号に掲げる数値 (容積率)	法第53条第1項第6号に掲げる数値 (建ぺい率)	法第56条第1項第1号別表第3の5項に掲げる数値 (道路斜線制限の勾配)	法第56条第1項第2号に掲げる数値 (隣地斜線制限の勾配)	指定年月日
佐賀東部都市計画区域 (平成15年1月29日区域変更※)	旧東背振村の区域のうち、九州横断自動車道以北(東脊振村大字石動字二本松一八〇〇番一から一八〇〇番五まで、一八〇〇番八から一八〇〇番一一まで、一八三〇番一から一八三〇番三まで、一八三〇番七、一八三〇番八、一八三〇番一〇、一八三〇番一一、一八三〇番一五、一八三〇番一七から一八三〇番二二まで、一八三〇番二四、一八三〇番二五及び一八三〇番二七から一八三〇番二九まで並びに大字三津字戦場一五五番三、一五五番一八から一五五番二一まで、一五五番二三から一五五番二六まで、一五五番三〇、一五五番三一、一五五番三三から一五五番四〇まで、一五五六番三七、一五五六番三八、一五五六番四〇から一五五六番四二まで、一五五六番四七、一五三五番五、一五三五番六、一五三五番一〇、一五三六番六九、一五三六番七一、一五三六番七三、一五四六番八及び一五四六番九並びに字浦田一五四番六、一六六二番一〇、一六六二番二一、一六六二番七七から一六六二番八二まで及び一六六二番八六から一六六二番八九までを除く。)の区域	10/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成15年1月29日施行 上峰町の区域の一部  平成16年5月1日施行 上記以外の区域
	上峰町の区域のうち、平成15年1月29日に新たに都市計画区域に含まれた区域	20/10	7/10			
	旧三田川町の区域のうち、三田川町と神埼町の境界とJR長崎本線との交点を起点とし、JR長崎本線を東に進み町道蓮津・上ノ原線との交点に至り、同町道を南に進み町道田手村・目達原線との交点に至り、同町道を東に進み国道三四号との交点に至り、同国道を南西に進み町道田手村・目達原線との交点に至り、同町道を南西に進み国道三八五号との交点に至り、同国道を西に進み三田川町と神埼町の境界との交点に至り、この交点沿いの田手川を北に進み国道三四号との交点に至り、同国道を西に進み三田川町と神埼町の境界に至り、同境界を北に進み起点に至る線で囲まれた区域、町道田手村・目達原線(町道苔野・前牟田線との交点から国道三八五号との交点までの区間に限る。)及び国道三八五号(町道田手村・目達原線との交点から三田川町と神埼町の境界との交点までの区間に限る。)の南側又は東側境界から南又は東へ三十メートルの距離の区域(町道苔野・前牟田線以東を除く。)並びに国道三四号(田手川との交点から三田川町と神埼町の境界との交点までの区間に限る。)の南側境界から南へ三十メートルの距離の区域					
上記に掲げる区域以外の区域	6/10					
みやき都市計画区域 (平成24年3月30日区域変更※)	全域	20/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行 旧北茂安都市計画区域内の区域  平成24年3月30日施行 みやき都市計画区域のうち三根地区及び中原地区の区域
有田都市計画区域	全域	20/10	6/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行
白石都市計画区域	JR長崎本線と県道武雄・福富線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道大戸第一号線との交点に至り、同町道を東へ進み国道二〇七号との交点に至り、同国道を南に進み町道甘治・中甘治線との交点に至り、同町道を西に進み町道多田甘治線との交点に至り、同町道を西に進みJR長崎本線との交点に至り、JR長崎本線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域	20/10	7/10	∠1.5	20m+∠1.25	平成16年5月1日施行
	上記に掲げる区域以外の区域		6/10			

※ 区域変更は、直近の変更年月日を示す。